

令和7年度氷都とまこまい体感プログラム企画等業務委託業者

選定基準及び評価方法

1 選定基準

本プロポーザルにおける提案に係る採点は、以下の項目について行う。

- (1) 業務工程及び実施体制に関すること
 - ・仕様書に定める内容について、実施可能なものである。
- (2) プログラム日数及び募集人数に関すること
 - ・移住促進を目的とした体験プログラムとして、合理的な日数及び募集人数である。
- (3) 宿泊施設・移動手段・食事に関すること
 - ・プログラム内容や日程、参加人数等を総合的に勘案した上で、一定以上の品質が確保されている。
- (4) 広報・プロモーションに関すること
 - ・アイスホッケーの上達意欲が高く、真剣に移住を検討している世帯へアプローチできる手法である。
 - ・募集人数を十分に満たす応募人数が見込める手法である。
- (5) 地元プロチームや本市とゆかりのある選手とのアイスホッケー体験に関すること
 - ・参加者本人のアイスホッケー技術の向上意欲を刺激し、本市でのアイスホッケー体験が高い水準にあることを示す内容である。
- (6) 苫小牧市の気候や特性を体験してもらえるようなアイスホッケープログラムに関すること
 - ・本市ならではのアイスホッケー環境を体感できる内容である。
- (7) 地元のアイスホッケー関係者や移住者との交流に関すること
 - ・本市に根付くアイスホッケー文化への理解促進や、移住意欲の向上が図られる内容である。
- (8) 移住後の具体的な生活イメージを感じられる市内巡覧に関すること
 - ・移住後の生活がイメージでき、移住に向けての不安な点や気になる点が解消できる内容である。
- (9) その他
 - ・独自性のある創意工夫された提案となっていれば評価をする。
- (10) 費用に関すること

2 評価方法

一次評価及び二次評価を実施する。

なお、提案者が3者以下の場合は二次評価のみ実施する。

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提出された企画提案書等の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。一次評価（書類審査）は、本書「1 選定基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）に当該評価結果を引き継がないものとする。

なお、提案者が4者以上あった場合には、一次評価の結果に基づき、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する3者を選定することができるものとする。この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかに全ての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- | | | |
|---------|--|-----------------|
| ア 実施日時 | 令和7年8月18日（月） | 開始時間は提案者に別途通知する |
| イ 実施場所 | 苫小牧市旭町4丁目5番6号 | 苫小牧市役所 |
| ウ 実施方法 | 原則対面による。なお、詳細な設定については、提案書提出後に事務局と十分な協議を行うこと。 | |
| エ 時 間 | 参加者は、プレゼンテーション開始5分前までに準備を完了すること。
プレゼンテーションの制限時間は、20分以内とし、終了5分前及び1分前に事務局がベルで合図する。説明終了後、選定委員から提案内容に関する質疑応答を20分程度行う。 | |
| オ 機 材 | ヒアリング会場における設備は、パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイクスピーカーを事務局で準備する。その他に必要な設備は参加者により準備すること。オンラインによる場合の提案者側の通信方法については、提案者の責任の範囲とする。 | |
| カ そ の 他 | 説明資料は申請書の提案内容に沿ったものに限り認める。
また、参加者から選定委員に対する質問は認めない。 | |

3 評価基準

(1) 判定

各評価項目の評価点数は、「優れている内容から順に10点、8点、5点、3点、1点」の5段階で判定とする。

(2) 優先交渉権者の選定

各評価項目の合計点数が6割を超えた事業者の中から最高得点者を優先交渉権者とする。（提案に対する結果は後日通知）

なお、選定委員会で選定した事業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。

同点の場合は、くじ引きで優先交渉権者を決定する。